

被災した家屋等の解体・撤去制度のご案内

令和8年8月

本制度は、令和8年熊本地震によって甚大な被害を受けた被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、所有者等の申請に基づき、本市が所有者等に代わって解体・撤去を行う制度です。

1 解体・撤去の対象

■以下の要件をすべて満たす個人の家屋等、中小企業者の事業所等
(対象には倉庫や納屋等を含みます。)

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等
(これに準じる公益法人等を含む。)が所有する事業所や賃貸マンション等です。

①「リ災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。
(ただし、リ災証明書が発行されない建物については、申請書受付後に現地確認を行い、半壊以上相当か判定をいたします。)

②相続人など所有権を持った方全員の同意が取れていること。

■次のいずれかに該当する家屋等は、基礎部分(杭基礎は除く)も解体・撤去します。
ただし、地下室がある場合を除きます。

- ・3階建までの戸建住宅
- ・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの
 ※敷地等の状況により解体・撤去できない場合もあります。
 ※戸建住宅には併用住宅も含みます。

※その他の詳細は、「5 Q&A」(5ページ目)をご覧ください。

2 申請予約・受付

◎申請日の事前予約

申請には事前予約が必要です。下記の窓口もしくは電話にてご予約ください。

■窓 口：城南まちづくりセンター、熊本市役所本庁舎7階

■電 話：熊本市公費解体プロジェクトチーム096-328-2430

■受付日時：平日 午前9時～午後5時

◎解体・撤去申請受付

予約した日時に申請書類等をお持ちください。

■申請窓口：城南まちづくりセンター、熊本市役所本庁舎7階

■申請期限：令和8年12月10日(木)まで

※不足書類は2月28日(日)までに提出すること

※詳細は市ホームページにも記載がありますので、ご確認ください。

3 受付に必要な書類等（り災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。）

① すべての申請者（中小企業者等を含む）が共通に必要な書類等

必要な書類等	備考
申請書	様式第1号 ※それぞれ別の敷地にある複数の建物の解体を希望される場合は建物ごとに作成すること。 ※同一敷地内の複数棟の解体を希望される場合は1枚で可。
来られる方の身分証明書【原本】 （コピーをとってお返しします。）	・写真が付いていれば1種類 （運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ・写真が付いていない健康保険証などは2種類
被災家屋等の「り災証明書」【原本】 （コピーをとってお返しします。）	※り災証明書の発行を申請中の方は発行され次第ご提出ください。 ※り災証明書が発行されない建物を解体されたい方は不要。
被災家屋等の写真（現像したもの） 【カラーコピー可】	・被災家屋等の全景写真 （解体する被災家屋等が特定できるもの） ※その他、危険な状況がわかる写真

また、以下の②～⑦に該当する場合は、それぞれ追加で書類等が必要になります。

※り災証明書の発行を申請中の方やり災証明書が発行されない建物を解体されたい方は、予約した申請日時には①（及び②）をご持参いただき、り災判定の確定後に③～⑦の書類をご提出いただいても構いません。（その場合は、改めて提出日を予約していただきます。）

② 代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

所有者からの委任状【原本】	様式第2号
所有者の印鑑登録証明書【原本】	交付の日から3月以内のもの

③ 共有者（相続手続き中を含む）がいる場合にご用意いただく書類

共有者全員の解体・撤去同意書【原本】	様式第3号
共有者の印鑑登録証明書【原本】	交付の日から3月以内のもの

④ 賃貸物件（アパート、テナントビル等）の所有者が申請手続を行う場合にご用意いただく書類

賃借人（入居者）全員の解体・撤去同意書【原本】	様式第4号
-------------------------	-------

⑤ 被災家屋等に抵当権等が設定されている場合にご用意いただく書類

債権者全員の解体・撤去同意書【原本】	様式第5号
--------------------	-------

⑥ 分譲マンションの所有者が申請手続を行う場合にご用意いただく書類

マンション建替決議又はマンション建物取壊し決議の議決書等【原本】 (コピーをとってお返しします。)	
--	--

⑦ 登記上の所有者が死亡されている場合にご用意いただく書類

所有者の死亡を証する書類		例：除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
相続人の全員が確認できる戸籍謄本等【原本】 (コピーをとってお返しします。)	共通	戸籍謄本等については本籍地の役所にて取得
相続人の全員の登録印が押印された遺産分割協議書(申請者を除く)【原本】 (コピーをとってお返しします。)	いずれか	被災家屋等を相続する <u>相続人が決まっている場合</u>
相続人の全員の登録印が押印された解体・撤去同意書【原本】 及び相続人の印鑑登録証明書【原本】		被災家屋等を相続する <u>相続人が決まっていない場合</u>

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

4 申請予約から解体・撤去までの流れ

① 「2 申請予約・受付」(1 ページ目) をご覧のうえ、申請日の予約をしてください。

② 「3 受付に必要な書類等」(2、3 ページ目) をご覧のうえ、必要書類をそろえてください。

③ 予約した日時に必要書類を持参のうえ、予約した場所の申請窓口までお越しください。

※ リ災証明書が出ない建物の場合、申請書受付後に現地確認等を行い、半壊以上相当か判定をいたします。

半壊以上相当であることが確認できた場合は、市から改めてご連絡をいたしますので、未提出書類がある場合は追加で資料を提出いただきます。

※ 書類に不備等があった場合には、改めて再提出日時の予約と書類の再提出をご案内いたします。

④ 事前立会（工事着手）

所有者の方と一緒に家屋等の現状を確認のうえ、対象範囲や工事日程等の打合せをします。このときまでにライフライン切断などの手配をお願いします。

※水道についてはメーター、電気については電気メーター及び引込線の撤去が必要となります。

※エアコンのガス抜き、浄化槽・くみ取り便槽のくみ取り・消毒について、事業者にご依頼ください。

⑤ 解体・撤去工事 ※工事開始時にも必要であれば立会を行います。

⑥ 完了立会（工事完了）

所有者の方と一緒に現地で工事の完了を確認いたします。

後日、熊本市から「解体・撤去完了通知書」を郵送いたします。

5 Q&A

問1 被災家屋等の解体・撤去の費用は、所有者の負担になるのか？

答1 公費解体の対象部分は市が負担します。ただし、電気・ガス・水道をはじめとするライフライン切断やエアコンのガス抜き、浄化槽・くみ取り便槽撤去を希望される場合の槽内のくみ取り及び消毒については自己負担となります。

問2 家屋等と一緒に敷地内にある物置やブロック塀も解体撤去してもらえるのか？

答2 原則対象外となります。ただし、損壊が認められれば、被災家屋等に付随する物置やブロック塀等も解体・撤去します。ただし、ブロック塀の基礎は、残します。

問3 被災家屋等の一部だけを解体・撤去してもらえるのか？

答3 市で行うのは、被災家屋等全体の解体・撤去のみとなります。増改築を行っていたり、複数の家屋等がつながっている場合に、そのうちの一部だけを解体・撤去することはできません。

問4 家屋等に損壊はないが、ブロック塀が倒壊する恐れがある場合、解体・撤去してもらえるのか？

答4 家屋等に損壊がなく(準半壊、一部損壊のり災証明も含む)、ブロック塀だけが倒壊のおそれがある場合について、ブロック塀単体の解体・撤去はできません。

問5 庭木・庭石や土間コンクリートは、撤去してもらえるのか？

答5 庭木・庭石は、原則撤去しません。土間コンクリートは、家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き解体・撤去しません。

問6 令和8年12月1日に引っ越すので、12月2日から解体してほしい。(日付は例)(危険なので早く解体してほしい等のお問い合わせも含む。)

答6 原則申請順に解体するので、着工日の指定はお受けできません。 ※解体前までに転居をお願いします。

問7 り災証明書が発行されない家屋等であるが、解体・撤去してもらえるのか？

答7 空家、小屋、納屋、倉庫など、建築物であって、り災証明書が発行されない家屋等については、申請をしていただいた後、り災判定を行います。判定の結果、半壊以上と認められれば対象となります。なお、この判定は公費解体のためのり災判定ですので、り災証明書など判定結果をお知らせする書類は発行いたしません。

問8 解体する前に荷物等を搬出する必要があるのか？

答8 事前に搬出をお願いします。(危険な場合などやむをえない理由がある場合は除く。)

問9 共有者や相続人等の同意書は必須か。

答9 必須です。個別の状況によりご対応が異なりますので、申請時にご相談ください。

問10 同意書の取得等に時間がかかり、申請期限(令和 8 年 12 月 10 日)までに全ての書類が揃わないが、どうすればいいか？

答10 まずは令和 8 年 12 月 10 日までに提出可能なものを提出してください。
その上で、令和 9 年2月 28 日までに不足する書類を提出してください。

お問合せ先

熊本市 廃棄物計画課 公費解体プロジェクトチーム

TEL : 096-328-2430